

会 則

(定義)

- 第1条 (1) 本会則において「本会」とは、高度マテリアルリサイクル研究会をいう。
- (2) 本会則において「JAREC」とは、公益財団法人全日本科学技術協会をいう。
- (3) 本会則において「発起人」とは、JAREC、株式会社放電精密加工研究所及び凸版印刷株式会社をいう。なお、株式会社放電精密加工研究所及び凸版印刷株式会社も会員に含まれるものとする。
- (4) 本会則において「会員」とは、法人または団体のうち第2条記載の目的に賛同するものであって、第10条に定める入会の承認を受けた者をいう。
- (5) 本会則において「発明等」とは、発明、考案、創作、技術上および営業上のノウハウをいう。
- (6) 本会則において「本知的財産権」とは、発明等に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権等の知的財産権を受ける権利および当該権利に基づき取得される知的財産権をいう。
- (7) 本会則において「開示者」とは、本会において秘密情報を開示する会員をいう。
- (8) 本会則において「受領者」とは、本会において秘密情報を受領する会員をいう。

(目的)

- 第2条 本会は、新技術による難処理プラスチック容器等のリサイクルプロセスの提唱と当該技術の応用展開による社会課題解決、社会実装実現のためのビジネスモデルの構築・検証を目的とする。

(活動)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、別資料1,2,3に基づき次の分科会活動を行う。
- なお、分科会は必要に応じて新設及び中止することができる。
- (第1分科会)難処理プラスチック包材・部材のリサイクルプロセスの確立
- (第2分科会)農林水産品を中心とした未利用資源とプラスチック包材等の融合による地方創生・新価値の提供
- (第3分科会)プラスチックのリサイクルに関連したビジネスモデルの課題解決

(運営母体および事務局)

- 第4条 1. 運営母体は、JAREC とする。
2. 事務局は、以下の住所におく。

〒113-0034 東京都文京区湯島 3-32-6 大塚ビル 1階

公益財団法人全日本科学技術協会内

(活動方法)

- 第5条 1. 第3条記載の活動の具体的内容については別資料 1,2,3 に、その他は以下の通り定める。
- (1) 第2条の目的を実現する為の講演会、勉強会、施設視察、技術検証、各分科会活動の情報提供および情報交換の場を数か月に一度定期的に開催する。
 - (2) 活動場所については、原則として、本会に所属する各会員の事務所・オフィス、施設等のある現地等、またはオンラインとする。
2. 各分科会は、必要に応じて本会則とは別に分科会毎に別途規程を設けることとする。

(知的財産権等の帰属)

- 第6条 1. 各会員は、開示者から開示された秘密情報に基づき発明等を新たに行った場合、全会員に書面によりその内容を通知するものとする。
2. 前項の規定に従い通知を受けた場合、全会員は、当該通知に係る発明又は考案について、特許権又は実用新案権の出願の要否について協議するものとする。
 3. 前項の協議の結果、本条第1項の発明又は考案時における全会員共同で特許権又は実用新案権の出願をすることを決定した場合、その持分は、当該全会員で均等に共有し、かつ、当該全会員が無償で実施ができるものとし、その取扱いの詳細については、別途全会員間にて書面により締結する契約により合意するものとする。
 4. 本条第2項の協議の結果、全会員共同で特許権又は実用新案権の出願をしないことを合意した場合は、各会員は、単独又は他の会員と共同で特許権又は実用新案権の出願をすることはできないものとする。但し、それらの出願を希望する会員がいるときは、当該会員は、同会員を除いた全会員に書面で通知するものとし、当該出願について協議するものとする。
 5. 前項の規定に従い特許権又は実用新案権の出願をした場合、速やかに、当該出願をした各会員は、その内容を全会員に通知するものとする。
 6. 本条第4項の規定に従い特許権又は実用新案権の出願をする場合、当該出願手続は、同項の規定に従い出願する各会員の負担と責任により行われるものとする。

(特定保有特許権等の取扱い)

- 第7条 1. 前条第4項の規定に従い特許権又は実用新案権の設定登録が行われた場合、当該特許権等（以下「特定保有特許権等」という。）の出願をした各会員（以下「特

定保有特許権者等」という。)は、全会員に対し、無償でその実施を許諾するものとする。なお、許諾された全会員は、第三者に再実施許諾等を行う場合は、事前に全会員の書面による承諾を得るものとする。

2. 特定保有特許権等の維持に要する費用等は、特定保有特許権者等が負担するものとする。
3. 特定保有特許権者等は、特定保有特許権等の全部又は一部について、第三者に譲渡する場合又は第三者に対して実施を許諾する場合には、事前に全会員の書面による承諾を得るものとする。
4. 特定保有特許権者等は、特定保有特許権等の全部又は一部について譲渡を行う場合、第三者と譲渡に係る交渉を行う前に、全会員に対し、その譲受けの意思を確認するものとする。
5. 前項の規定に従い確認をした場合に、各会員が対象持分の譲受けの意思がある旨、特定保有特許権等を有する各会員に申し出たときは、申し出た各会員及び特定保有特許権者等は、当該譲渡の対価その他の条件について、協議するものとする。
6. 前項の協議の結果、対象持分の譲渡を行わない旨、協議会員間にて合意した場合、又は本条第2項の特定保有特許権者等の確認に対し、全会員が譲受けの意思がない旨回答した場合、特定保有特許権者等は、第三者と対象持分の譲渡について交渉を行うことができるものとする。
7. 本条の規定に従い特定保有特許権等を譲渡する場合、特定保有特許権者等は、当該譲渡後においても、当該譲受人から全会員に対し、本条第1項の許諾がなされるように、譲受人と書面により契約をするものとする。

(秘密保持)

第8条 本会の会員間において開示される、秘密情報の取扱いは以下の通りとする。

1. 本会則において秘密情報とは、開示者が本会において以下の各号の方法で開示する全ての情報とする。ただし、下記のa)からd)のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとする。
 - (1) 秘密である旨を表示した書面で開示する方法
 - (2) 秘密である旨を明示して口頭またはデモンストレーション等により開示する方法であって、開示後10日以内に開示した情報を書面にて受領者に提示する方法。

記

a) 開示の時点ですでに公知のもの、または開示後受領者の責によらずして公

知となったもの。

- b) 開示の時点ですでに受領者が保有しているもの。
 - c) 第三者から秘密保持義務を負うことなく受領者が正当に入手したもの。
 - d) 開示された情報によらずして、受領者が独自に開発したもの。
2. 受領者は、開示者から開示された秘密情報を本会における活動のために知る必要のある自己の役員、従業員以外に開示、漏洩してはならないものとする。また、受領者は、秘密情報の開示のために開示者から受領した資料（電子メール等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という）を善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、他の会員および第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとする。
 3. 前項にかかわらず、受領者は、法令により秘密情報の開示を強制された場合には、受領者が当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置を当該第三者に要求することを前提として、開示者の秘密情報および秘密資料を第三者に開示、提供できるものとする。ただし、法令等に違反しない限り、秘密情報の開示を回避又は限定するために必要な防護措置を取れるよう直ちにその旨を開示者に通知するものとする。
 4. 受領者は、本会における活動のために最小限必要な範囲で秘密資料を複製できるものとする。なお、本項における複製物も秘密資料として取り扱うものとする。
 5. 受領者は、開示者から開示された秘密情報を、本会における活動のためにのみ限定して使用するものとし、その他の目的に使用しないものとする。
 6. 受領者は、本会の終了後または退会后、開示者の指示に従い、秘密資料を開示者に返却、または破棄もしくは消去するものとする。
 7. 受領者は、本会則に特段の定めがある場合を除き、本契約の定めに従い開示者から秘密情報の開示を受けることにより、開示者が現在又は将来保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権その他知的財産権につき、その実施、使用又は利用を開示者から許諾されるものではないことを確認するものとする。

(トラブルへの対処)

第9条 本会または本会則に関連して会員間または第三者との間で何らかのトラブルが発生した場合、会員自らが当該トラブルを解決するものとする。

(入会)

第10条 1. 会員になろうとする者（以下、申込者とする）は、本会則に同意の上、本会所定の方法により入会の申し込みを行い、JAREC が承認した場合に会員

となるものとする。会員は、届け出た内容に変更が生じた場合、直ちに本会所定の方法によりその旨を届け出るものとする。

2. JAREC は、本会のマーケティングやプロモーション等の目的のために、会員に事前に通知の上、会員の名称を第三者に公表することができる。

(退会)

- 第 11 条
1. 会員は退会を希望する日の 60 日前までに本会所定の方法で JAREC に届出書を提出し、JAREC が承認した場合、本会を退会できるものとする。
 2. JAREC は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員を本会から退会させることができる。
 - (1) 本会則を遵守しないとき
 - (2) 本会の運営もしくは他の会員の活動を妨害し、または本会の信用を毀損する行為があったとき
 3. 本条の退会後は、本会則に従った知的財産権等の実施を終了するものとする。

(会費および会員資格の期間)

- 第 12 条 本会での会費および会員資格期間は、以下の各号の通りとする。
- (1) 会費は一口 550,000 円 (税込) とする (1 年間)。
 - (2) 会員資格の期間 本会の会員資格の有効期間は、申込者が所定の入会申し込みを JAREC に送付し、JAREC が参加を承認して会員となった日以後最初の 3 月 31 日までとする。ただし、会員資格の終了日の 60 日前までに会員から JAREC に対し退会の届け出がない場合は、会員資格が 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(会則の変更)

- 第 13 条
1. JAREC は、変更の 60 日前までに全ての会員に通知することにより、本会則を変更することができるものとする。
 2. 会員は、前項による本会則の変更に関して異議がある場合、JAREC に対し、協議を申し入れることができるものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第 14 条
1. 会員は、現在及び将来に亘り、次の各号の事項を表明し、保証する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成 (以下総称して「反社会的勢力」という) ではないこと。
 - (2) 自らの役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう) が反社会的勢力ではないこと。

- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、入会するものでないこと。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - a) 他の会員に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - b) 偽計または威力を用いて本会の運営もしくは他の会員の活動を妨害し、または本会の信用を毀損する行為
2. JAREC は、会員が前項に違反またはその恐れがある場合、当該会員を本会から退会させることができる。

(本会の終了)

- 第 15 条 1. JAREC は、理由の如何を問わず本会終了の 60 日前までに全ての会員に通知をすることにより、本会を終了することができる。
2. 本会の終了後または退会後も、第 9 条は 2 年間、第 6 条、第 10 条および第 16 条はなお有効に存続するものとする。

(協議)

- 第 16 条 本会則に定めのない事項および本会則の内容の解釈につき相違のある事項については、本会則の趣旨に従い、会員および JAREC で誠実に協議の上、これを解決するものとする。

改訂履歴

2022 年 4 月 1 日初版

2022 年 9 月 1 日第 2 版